

第467回宮城県情報公開審査会会議録

1 開会

事務局	<p>ただいまから、第467回宮城県情報公開審査会を開会いたします。</p> <p>はじめに、本日の定足数ですが5人の委員に御出席いただいており、半数以上の出席を必要とする、情報公開条例第26条第2項の規定により、会議は有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>なお、本日審議を予定しております情報公開条例の一部改正案については、情報公開条例第19条の規定に基づき公開での審議となります。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。条例第26条第1項の規定によりまして会長が議長とされております。三瓶会長よろしくお願ひいたします。</p>
-----	---

2 議事

	<h4>(1) 情報公開条例の一部改正案について</h4>
三瓶会長	<p>それでは、次第に従って議事を進めて参ります。</p> <p>まずは情報公開条例の一部改正案について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、権利濫用に関する情報公開条例の一部改正案について、御説明したいと思います。改正案については、11月14日から12月15日までの間にパブリックコメントを実施しており、それに併せて、条例改正を担当している当課法令班のヒアリングを受けているところです。</p> <p>本日使用する資料をクリップ留めして、机上配布しております。配布している資料は、会議メモ、別添資料1、2、3、参考として新聞記事の5種類になります。</p> <p>まず初めに、法令班のヒアリングを踏まえ、改正案の一部を修正しておりますので、修正点について御説明いたします。会議メモ1ページを御覧ください。</p> <p>1の（責務）第3条第2項の条文についての確認になります。条例第3条第2項の責務についてですが、原案は、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。」でありますが、最終案①として、「この条例の目的に則し」を正当な権利行使及び適正使用にかけるため、前にもっていき、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」としています。</p> <p>会議メモの2ページをお開きください。</p> <p>今、御説明した最終案①の他に、法令班ヒアリングにおいて、2ページの下の波線囲いの記載のとおり指摘がありました。読み上げさせていただきます。「正当な権利行使の中には、その結果としての適正使用も含まれると思われます。これを分けて規定するのであれば、群馬県の条文、情報公開条例第24条のように、適正な請求とするのがよいのではないかと思われます。また、適正な請求とするか、正当な権利行使とするかにより、その効果には違いがないと考えます」です。この法令班の指摘を受けまして、最終案②を御提示させていただきたいと思います。</p> <p>最終案②として、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」としています。法令班からは、最終案②の方がベターではないかと言われておますが、改めて審査会の意見を聞いてくださいとの話がありました。</p> <p>第3条2項についての説明は以上になりますので、御審議よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。まず第3条関係で1点目が、「条例の目的に即し」について、</p>

	正当な権利行使及び適正使用の両方にかけるということで前にもてくる修正ですね。2点目が、最終案①と②を示していただいており、最終案①が1点目の「条例の目的に即し」を前にもてきたもので、最終案②が正当な権利行使の概念には適正請求と適正使用が含まれることから、群馬県の情報公開条例に倣ったものにしているのですね。最終案①だと正当な権利行使と適正請求が二重になっているから、最終案②の適正請求と適正使用とを並列に置いた方が良いのではないかということですか。
事務局	はい、法令班からはそのようにアドバイスいただいております。
三瓶会長	先生方、いかがでしょうか。菅野先生はどう思われますか。
菅野委員	事務局はどのように考えているのですか。
事務局	会議メモにも記載していますとおり、最終案①は山形県の情報公開条例を倣っており、最終案②は群馬県の情報公開条例を倣っていますので、どちらでも構わないと思いますが、どちらが良いかと聞かれれば、事務手続上は、法令班のアドバイスに従った方がやり易いと考えています。
堀澤委員	最終案②において、正当でない適正使用があった場合、何かサンクション（社会的規範からの逸脱に対する心理的・物理的圧力）があり得るのですかね。正当でない適正使用は、止めようがないと思います。書きぶりとしては、最終案②の方がスッキリしているのは分かりますが・・・。正当な権利行使というものがなくて、規範的に適正な使用を要求できるのかという疑問はあります。
堀澤委員	話が変わりますが、「行政文書の開示を請求するものは」の“もの”は“者”でなくて良いのですか。群馬県の情報公開条例第24条では者となっていますが。
事務局	従前の条文である第3条第2項も“もの”となっており、また、法令班のヒアリングのときも特に指摘されなかったので、問題ないと思います。
堀澤委員	了解しました。
菅野委員	最終案②は、元々の事務局当初案と同じですよね。
事務局	はい。なお、菅野先生を始めとする委員の皆様からの御指摘を受け、議案として提出しているのが会議メモ1ページに記載している原案になります。
事務局	最終案②がベターというのは法令班の見解であり、法令班からも審査会の判断や意見は当然尊重しますと言われておりますが、改めて審査会に確認して欲しいとの話があつたので、御審議いただいているところです。
菅野委員	理屈でどうだとか、どちらが正しいかというのではなく、ある意味、好みの問題ではあるのかと思います。原案は正当な権利行使と適正使用で、最終案②は適正請求と適正使用になっていますが、権利濫用禁止という観点から条例を改正するのであれば、正当でない権利行使は駄目であるという必要があるので、権利濫用の対になるもとしては正当な権利行使になるのかなと思っております。そうは言っても、情報公開制度の手続きではあるので、開示請求を適正に行わなければならないことは理解しています。どちらにしても趣旨は変わらないと思いますが・・・。
事務局	なお、情報公開条例の解釈及び運用の基準の解説には、「正当な権利行使として、条例の目的に則した適正な請求を行わなければならず、また、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って適正に使用しなければならないということであり」と記載しております。
三瓶会長	従前の条文には、“正当な”という書きぶりはなかったのですか。
事務局	元々の条文は、別添資料1の改正前の欄に記載のとおりになります。これをベースに考えたので、会議メモ1ページの原案のような書きぶりとしましたが、法令班からは群馬県の情報公開条例に倣った方がスッキリするのではというアドバイスがありました。

三瓶会長	菅野先生としては、今回、権利濫用禁止規定をおくので、その意味でも、正当な権利行使という言葉を出すべきではないかという主旨ですか。
菅野委員	権利濫用禁止というからには、正当な権利行使というのが自然ではないのかと思います。情報公開制度における適正請求、適正な申請に重きを置くのであれば、最終案②でも差し支えないと思いますが・・・。繰り返しになりますが、良いとか悪いとかの話ではなく、好みになるかと思いますけど。
三瓶会長	最終案②にすると、今回の改正で、正当な権利行使という言葉が完全に落ちてしまいますよね。
事務局	「この条例の目的に則し」を前にもっていきなさいという指摘があったために、最終案①のとおり「この条例に即し、この条例により認められた権利」というように読みづらくなっています。
三瓶会長 事務局	確かに、この条例、この条例と、くどい感じはしますよね。 くどいと言えば、くどいですが、情報公開条例第1条にあるとおり、“この条例に即し”及び“この条例により認められた権利”という言葉自体はおかしいものではありません。どちらにしても結果は大きく変わる訳ではありませんので、権利濫用禁止規定を設けることからも、正当な権利行使という言葉は残しておいた方が良いと改めて思いました。
三瓶会長	権利濫用禁止をおくのであれば、正当な権利行使をという言葉を残しておいた方が良いと思いますので、最終案①が良いのではないでしょうか。先生方、いかがでしょうか。
事務局	(異議なし) それでは、最終案①をベースに法令班と調整させていただきたいと思います。正当な権利行使という書きぶりを残しつつ、例えば「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、正当に権利を行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」というようなスッキリした書きぶりにしていきたいと思います。
三瓶会長 事務局	続いて説明をよろしくお願ひします。 続きまして、3ページの2の（開示請求権）第4条第3項の条文についてです。
	原案は、「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。」になりますが、最終案として「第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を受けた実施機関は、当該開示請求が行政文書の開示を請求する権利の濫用と認められる場合に該当するときは、当該開示請求を拒否することができる。」と修正しています。
	まず、文末を“却下することができる”から“拒否することができる。”へ修正しております。法令班のヒアリングを受けた際に、“却下”とすると、問答無用で申請を受け付けない意味合いになってしまふが、条例改正の趣旨としては、一旦は申請を受理して、請求内容を確認し、補正をかけてから却下するというのであれば、“拒否”とした方が良いのではという指摘がありました。また、この他のところでも書きぶりを微調整していますが、大きく意味合いが変わるものではありません。
	切りの良いところまで、説明させていただきたいと思います。
	3の（開示請求の手続）第5条第2項の条文についてです。
	まず、第2項に実施機関に関する規定、第3項に請求者に関する規定をおいた方が、収まりが良いとのことで、原案の第2項と第3項を入れ替えていきます。
	また、原案第2項、「開示請求をするものは、実施機関が行政文書の特定を容易に行え

	<p>るよう必要な協力をしなければならない。」を第3項として「開示請求者は、実施機関の求めに応じて、開示請求に係る行政文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。」としています。これは、原案では実施機関は努力規定であるのに対し、請求者は義務規定としているのはバランスが悪いとの指摘を受け、請求者についても努力規定の書きぶりに修正しております。</p>
三瓶会長	<p>ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。第4条第3項関係の大きな修正点は、“却下”を“拒否”にした点ですかね。却下規定をおけば、都道府県レベルでは初になるという話でしたが、拒否規定は都道府県レベルでおいているところはあるのですか。</p>
三瓶会長	<p>徳島県の情報公開条例第7条に拒否規定を設けていますが、これは補正に応じない場合は拒否できるといった内容で、権利濫用に絡めた拒否規定はありません。</p>
事務局	<p>却下でも請求自体は受理した上での却下になると思いますが、却下とすると受理もないで門前払いするようなイメージをもたれるから拒否にしたのでしょうか。</p>
三瓶会長	<p>はい。また、却下にすると他の条文にも影響してくるので、今の条例の条文を活かすのであれば、拒否の方が改正手続をやり易いですとのアドバイスを受けました。</p>
事務局	<p>先生方、いかがでしょうか。</p>
	<p>却下とした場合は、権利濫用に当たるとき以外に、どのようなケースが却下に当たるのかを例示を示す必要があるようです。徳島県の情報公開条例第7条では3つの事例を挙げて、これらに該当する場合は却下することができると規定されています。このため、法令班から権利濫用以外に却下できるケースを考える必要がありますと指摘されています。</p>
事務局	<p>後ほど説明させていただきますが、御審議いただいた宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）の中で却下のための様式（行政文書開示請求却下通知書）を定めておりましたが、法令班とのヒアリングにおいて、却下ではなく、拒否としたとしても、行政文書開示請求拒否通知書を定めるのではなく、不開示決定で拒否する、つまり、行政文書不開示決定通知書の理由付記に拒否理由を記載した方が良いのではないかとのアドバイスを受けました。このアドバイスを踏まえて、会議メモ3ページの最終案のような書きぶりに修正しています。</p>
堀澤委員	<p>なお補足になりますが、横浜市の条例では「権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定されており、群馬県は条例に規定されていませんが、解釈運用基準において「開示請求書の不備が補正されない場合には、行政手続条例第7条により当該開示請求を拒否することができる。」と定められています。却下とすると門前払い的な発想になってしましますので、一旦は受理しますけど、請求内容を審査した上で、開示をしないという判断になれば、それは却下ではなく拒否でないでしょうかという指摘になります。</p>
事務局	<p>お話を聞いていると、行政法上でなくなつたはずの受理概念がまだいきていそうな感じがしていて、そのため中々イメージ出来ていませんが、言いたいことは分かる気がします。全く予想されていなかった想定外の請求があった場合の対応方法になるので、お話ししている方法は実態判断をしている発想になるかと思います。却下とすると、不開示情報が含まれているか否かの判断ではなくて、不開示決定ではない別の類型を用意する必要があるのかなと感じておりますし、指摘では不開示情報があることから全面不開示とする取扱いと同じような取扱いにするという考えなのでしょうか。</p>
三瓶会長	<p>はい、おっしゃるとおりです。</p>
	<p>現時点では、権利濫用に該当する請求があった場合、却下にしても、拒否にしても、</p>

	不開示決定で処理するということですね。却下の場合は、独立した決定になるのかと思いますが、いかがですか。
事務局	当初、却下を考えていたときは、取扱い指針で却下用の別の様式（行政文書開示請求却下通知書）を設けることとしておりました。
三瓶会長	却下とした場合は、条例第6条も改正する必要があると思います。開示決定、部分開示決定及び不開示決定の他に、却下決定を設ける必要があるのではないかでしょうか。
事務局	却下ではなく、拒否とする方向で、今回、第6条も修正しております。後ほど説明するつもりでしたが、別添資料1の2ページを御覧ください。行政文書を開示しない旨の決定、つまり不開示決定の要件に権利濫用に当たる場合も含めるため、左側の欄の下から2行目のとおり「第4条第3項又は第11条の規定により」と“第4条第3項又は”を追記しております。第11条の存否応答拒否と第4条第3項の権利濫用に該当するための拒否を同列に整理しています。
三瓶会長	行政文書を開示しない旨の決定の内訳ですよという整理ですか。
事務局	はい。
三瓶会長	どちらかというと却下は、独立した決定になるのではないかと思います。
事務局	おっしゃるとおり、却下とすると、独立した決定になってしまって、拒否として、不開示決定に含めた方が良いのではという指摘でした。却下にすると、今回、審議いただいた箇所以外の条文も大幅に修正する必要がありますというアドバイスでした。
事務局	事務局としても、そこまで考えが至らなく、詰めが甘かったということになってしまいます。すみません。
堀澤委員	民事訴訟的には請求に理由があるか否かになりますが、今、審議している権利濫用については、訴え、つまり請求自体が適法か否かを判断する話をしていて、補正に応じなかった場合は、訴状不備に近い話をしているのかなと思いました。却下とすると、様式とか、他の条文に影響ができるというのであれば、拒否でも良いと感じています。
三瓶会長	却下だと大ごとになる感じはしますね。同じ効果を発生させるのであれば、拒否でも良いのかと思います。先生方、いかがでしょうか。
菅野委員	拒否でも異論はないです。言葉としての拒否だと、拒否して、エンドレスになり、いつ終わるのだろうとなってしまうので、打ち切りにできた方が良いという意味で却下でも良いと思っていました。補正に応じなかったら却下かなという感じはしますが、拒否にしても、不開示決定という処分を行うことなので、仮に不服があれば審査請求をすることからも、条例制定実務を踏まえ、拒否としても異論はありません。
三瓶会長	では、拒否でよろしいですかね。
事務局	ありがとうございます。
三瓶会長	もう1点よろしいですか。会議メモ3ページの最終案の第4条第3項が、「権利の濫用と認められる場合に該当するときは」となっていますが、従前の原案の「権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは」の方が良いような感じがします。最終案だと、何か規範があって、これに当てはまるから拒否ですよということになり、では、その規範とは何かということになってしまふと思います。最終案のように修正した理由、意味は、何かあるのですか。
菅野委員	三瓶会長と感覚は一緒だと思いますが、権利の濫用に認められる場合と該当するかどうかは同じことだと思います。権利濫用と認められる場合は以下のとおりとあって、その認められる場合に該当するよねということになります。該当する場合を設けるのであれば、認められる場合も設ける必要があると思います。

堀澤委員	この条文を読んだときに、裁量とかを考えたいのかと思いましたが、権利濫用は裁量の話ではないので、その点でも、判断を入れるのはおかしいと思います。
三瓶会長	繰り返しになりますが、正した理由、意味は、何があるのですか。
事務局	法令班からこのように修正してくださいとの指示があったので従いました。
堀澤委員	“該当するときは”とすると、“各号に該当するときは”とし、下に該当要件を記載する必要があると思います。
事務局	「第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を受けた実施機関は、行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」とするのは、いかがでしょうか。
三瓶会長	それで、良いのではないですか。
事務局	ありがとうございます。
三瓶会長	続いて、第5条第2項ですね。
事務局	請求者にだけ義務を課す“必要な協力をしなければならない”という書きぶりで、実施機関は“必要な協力をするよう努めなければならない”というのはおかしく、逆ではないかとの指摘を受けたので、修正しています。
三瓶会長	どちらも努力規定にしたということですね。
事務局	はい。原案の第2項と第3項を入れ替えたのは、実施機関の規定を前にもってきたほうが、収まりが良いということです。
三瓶会長	ここはよろしいですかね。続いて、説明をお願いします。
事務局	4の（開示の実施）第7条第3項及び第4項の条文についてです。
	原案は、第3項が「開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならぬ。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」、第4項が「前項ただし書きに規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないと、実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示したものとみなす。」です。最終案は、第2項が「開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならぬ。」とし、ただし書き以下を第4項にもっていっています。第4項が、「前項の場合において、開示決定を受けた者が前項の期間内に開示を受けないと、開示請求に係る行政文書は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。ただし、当該開示決定を受けた者において当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」とし、原案第3項のただし書きを後段にもってきて、条文の書きぶりを若干修正しておりますが、大きく意味合いが変わるものではありません。
	ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしくお願いします。
三瓶会長	除外規定の意味づけですが、90日以内に開示を受けなければならぬ場合の除外規定なのか、みなし開示の除外規定なのかで、意味合いが変わってくると思います。
事務局	おっしゃるとおりです。
事務局	理解は不足しているところがありますが、第3項にただし書き、除外規定を設けると、正当な理由の判断は実施機関がすることになり、第4項に設けると、請求者が正当な理由を明確に説明する必要があるということになるようです。そのような意味で、第4項に設けた方が良いと思いますとのアドバイスを受けています。ただ、何故そのように読めるのかは、理解が不足しているところでございます。
事務局	どちらにしても正当な理由を説明するのは請求者になりますかね。
三瓶会長	これだと開示等決定後、90日が経過すると自動的にみなし開示が発動されますよ

ね。争うのであれば、正当な理由を説明しなさいということですね。最終案の方が、やり易くはなりますよね。

堀澤委員

“正当な理由”については、取消訴訟の出訴期間の教示でも使われていますが、正当な理由を説明しながら出訴さえしてしまえば、手続上、あまり困らないと思いますが、第7条の場合は、正当な理由を示されれば、片付けていた交付物を引っ張りだしてくる必要が生じてしまいます。そうすると90日が経過しても、結局かわりないという感じはします。今回の議論からは外れてしまいますが、“処分の日から正当な理由がなく1年を経過したときは、当該開示物を受けることができない”といった規定も必要になるのではないかでしょうか。

三瓶会長

そこは次の課題になるのですかね。現時点では、第7条第3項及び第4項はこれでよろしいですかね。

事務局

ありがとうございます。

引き続き、5の上記1～4以外の修正点についてです。ここまで御説明した以外の修正点、3点について、説明させていただきます。別添資料1を御覧いただきたいと思います。別添資料1の2ページをお開きください。

1点目は、第5条第1項になります。改正前は「前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。」を、「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。」と修正しています。

2点目は、第6条第1項になります。別添資料1の2ページをお開きください。右側の改正前の第6条第1項の2行目の括弧内に「行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）」とありますが、先ほど御説明した第4条第3項の請求拒否規定を追加したことにもない、左側のように“第4条第3項又は第11条の規定により”と修正しています。

当初は、請求を却下する場合、行政文書開示請求却下通知書をという新しい様式を定めることとしておりましたが、却下ではなく拒否とすることから、新しい様式を定めるのではなく、権利の濫用に該当する場合であっても、行政文書不開示決定通知書により拒否することとした方が良いとの法令班の指摘がありましたので、そのようにしております。

3点目は、第13条第2項になります。今回の条例改正の趣旨に直接関係しませんが、今回お改正に併せて修正するものです。改正前の「第4条の行政文書の開示」の“第4条の”を削除し、「行政文書の開示」と修正しています。

三瓶会長

ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

先生方、何かありますか。拒否の場合でも、行政文書不開示決定通知書を使うということですね。

事務局

はい。

続きの説明をお願いします。

三瓶会長

それでは、会議メモにお戻りいただき、5ページをお開きください。

事務局

6の「不適正な大量請求である場合」の考え方についてです。今回の条例改正に直接的には関係しませんが、法令班のヒアリングの際に大量請求と権利の濫用との関係について、整理した方が良いとの指摘を受けましたので、今回、先生方の御意見を伺いたいと思います。会議メモ5ページに記載のとおり権利の濫用に対する取扱い指針において

は、不適正な大量請求である場合の類型を、（1）の“害意のある大量請求”と、（2）の“実質的に行政文書の特定に至らない包括的な請求”として整理しておりましたが、法令班のヒアリングを受けた際に、波線囲いに記載のとおり指摘がありました。読み上げさせていただきます。大量請求と一口にいっても、AとBは一応別問題と考えます。Aとして、文書は特定されているがその量が多い大量請求なのか。これは指針2（1）に当たると考えます。Bとして、包括的な大量請求なのか。これは指針2（2）に当たると考えます。

次のページをお開きください。B、包括的な大量請求について、対象文書の特定性の問題として取り扱うことは、H23の2つの高裁判決で認められたところである。Aの特定された大量請求とBの包括的な大量請求とを、まとめて権利濫用で取り扱おうとされているように読めてしまうため、本当にそれでよいのかは検討が必要で、情報公開審査会の委員とも考えを共有した方がよいと考えます。

なお、Bの包括的な大量請求は1回性の問題、Aの特定された大量請求は継続性の問題ともいえ、Bについては、1回の請求において補正を複数回求めても請求者が応じず特定がされていないというのであれば、そこで不開示決定により対処することが可能です。Aについては、今回の開示請求より前にあった開示請求における事情も考慮に入れて今回の開示請求について不開示（権利濫用）としてよいか判断していく点で違いがあると思います。これらの問題について、学者の中には、やはりまとめて権利濫用により対応するのがよいのではないかという方も少なからずはいるので、そのように整理するのであればそれでもかまわないと、いざれにせよ整理は必要と考えていますという趣旨であります。

6ページの権利濫用請求の該当要件の類型のところを御覧ください。

指針案においては、類型として、大きく“条例の目的に反する開示請求である場合”と“不適正な大量請求である場合”的2つの類型に分け、“条例の目的に反する開示請求である場合”を4つの類型、“不適正な大量請求である場合”を2つに分けております。法令班の指摘としては、1の（3）に害意をもって請求する類型があるけれども、敢えて、2の（1）に害意のある大量請求という類型を置く必要があるのかということになります。つまり、害意のある請求が“たまたま”大量請求であるということで、2の（1）は1の（3）に含まれるのではないかということです。

事務局としては、どちらも害意のある請求にあたるが、1の（3）は情報公開と直接関係ない事項を主たる目的としたもので、2の（1）は請求者の目的が実施機関の業務に支障を生じさせることを主たる目的としたもの整理し、敢えて分けている旨を説明しています。

この点について、御指摘、御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

権利濫用請求の該当要件の類型を大きく2つに分けていただき、それぞれ4類型と2類型を定めています。今回、便宜上、AとBに類型を分けていただき、この類型の該当性について、この整理で良いのかという指摘があったということですかね。害意については、事務局からの説明のとおり、主たる目的が何なのかということになりますので、この整理で構わないと思いますが・・・。

繰り返しになりますが、“害意のある大量請求”は、（3）の“特定の個人又は職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開と直接関係のない事項を主たる目的とし、害意をもって請求する。”に含まれるのではないですかという指摘を受けたところです。

“害意のある大量請求”は、職員に対する誹謗中傷などの情報公開と直接関係ない事項を主たる目的としたもので、（3）の害意のある請求は、実施機関の業務に支障を生じさ

三瓶会長

事務局

	することを主たる目的としたものと整理している旨は法令班に説明しておりますが、念のため再確認してくださいとの指示がありました。
三瓶会長	害意といつても、完全に重なっている訳ではありませんよね。指針で2の（1）は、「害意が認められる請求とは、上記1（1）から（4）に示される請求を繰り返し行うことなどにより」と“などにより”と定めているので、これら以外で事務処理能力を減殺させることを目的としているのであれば、2の（1）に該当するという整理で良いですね。完全に重なっていないので、これくらいの類型の整理で問題ないと思います。いかがでしょうか。
堀澤委員	権利濫用の該当する旨の理由付記を書くときに、1の（2）に該当するとか、2の（1）に該当するなど、どの類型に該当しているかについてまで書く必要はないと思います。
三瓶会長	取扱い指針では、具体例を挙げながらこのような類型で整理していますが、拒否する場合、不開示決定通知書の理由付記にどの類型に該当している旨は書きませんよね。
事務局	はい。例えば、「以上を踏まえ、あなたの請求は特定の職員を威圧することを目的としており、権利の濫用に該当し、不開示とします。」などとし、そこに至るまでの請求者の態様、言動、経過等を作文してもらうこととしています。
堀澤委員	類型はあくまでも、実施機関が判断する上で参考とするものなので、明確に整理する必要はないと思いますが。
三瓶会長	「学者の中には、やはりまとめて権利濫用により対応するのがよいのではないかという方も少なからずはいる」と指摘されていますが、その辺りはどうですか。
事務局	意図とすると、著しい大量の開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではなく、業務上の支障が看過できない程の大量の請求があった場合、対象文書の範囲を絞るように協力を求めたにもかかわらず、請求者が正当な理由もなくこれを拒否するケースと、判例をみると、息子が分限処分を受けたので、その腹いせに大量請求をするという明らかに害意のある請求をするケースがあるので、やはり1の（3）と2の（1）はあった方が良いと思っています。お配りした判例もなかなか読み解くのは難しく、同志社大学の教授が書いた横須賀市の事案については、特定の部局が保有する全ての行政文書というのは、一応、対象行政文書を特定できるものではあるけれども、数がめちゃくちゃ多いので権利の濫用に当たるというのが一審で、一方、二審はそもそも“全て”や“一切”では特定されたことにはならないと結論付けており、両方とも結果は同じになっています。同志社大学の先生は、“全て”や“一切”では文書を特定したことにならないというアプローチは正当な開示請求が阻害されるおそれがあると警鐘をならす論説になっていました。
事務局	事務局としては、このままの整理で問題ないと考えています。堀澤先生がおっしゃるとおり、この取扱い指針の2の部分に該当するから拒否しますよという理由付記にはなりませんので。
事務局	この取扱い指針については、これまででも説明しておりますとおり、告示として県公報に掲載する予定ですので、掲載するにあたり、今後、法令班のチェック、審査を受けることになっています。審査を受けた後に審査会に確認するのではなく、あらかじめ審査会に確認しておいた方がスムーズにいくのではないかという意図です。
三瓶会長	現状の案で良いと思います。
事務局	ありがとうございます。
三瓶会長	では、休憩に入りたいと思います。 (休憩)

三瓶会長
事務局

引き続き、よろしくお願ひします。

続きまして、7の宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針(案)についてです。先ほど、条例第4条第3項の請求却下規定から請求拒否規定に修正したことに伴う修正になります。別添資料2を御覧いただきたいと思います。1ページから、却下を全て拒否に朱書きで修正しておりますので、ざっと見ていただければと思います。今回は、大きく修正したところを説明させていただきたいと思います。

6ページの上の（4）を御覧ください。

原案では、「権利の濫用に該当すると最終的な意思決定を行った場合、行政文書開示請求却下通知書（別記様式5号）より通知するものとする。」としておりましたが、先ほど御説明したとおり、当初は、請求を却下する場合、行政文書開示請求却下通知書をという新しい様式を定めることとしておりましたが、却下ではなく拒否とすることから、新しい様式を定めるのではなく、権利の濫用に該当する場合であっても、行政文書不開示決定通知書により拒否することとしたので、このような書きぶりに修正しています。

次に7ページの3を御覧ください。

原案では、「行政文書開示請求却下通知書には、権利濫用請求と判断する前提となった事実及びそのように判断した理由をできる限り詳しく記載し、異議申立の利便を図ること。」としていましたが、同じ理由で「行政文書不開示決定通知書には、権利濫用請求と判断する前提となった事実及びそのように判断した理由をできる限り詳しく記載し、審査請求の利便を図ること。」と修正しております。

最後に、その下の4です。

原案では、「実施機関は、当該請求について権利濫用請求であると判断し却下の決定を行った場合には、その旨を宮城県情報公開審査会に報告すること。」としていましたが、「実施機関は、当該請求について権利濫用請求であると判断し不開示の決定（請求拒否）を行った場合には、その旨を宮城県情報公開審査会に報告すること。」と修正しております。

ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。先生方、何かございますか。

却下を拒否にする修正と、拒否は行政文書不開示決定通知書で行う旨の修正と、異議申立を審査請求とする修正になりますかね。

7ページの3になりますが、「審査請求の利便を図ること」としていますが、勝手に取消訴訟をしても良いので、「不服申立の利便を図ること」とした方が良いと思いました。理由付記の制度では、「行政庁の判断の慎重さと合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることで不服の申立てに便宜を与えることを目的としています”となっているはずなので、この書き方も審査請求と取消訴訟の両方含んで、このようになっていると思います。

ありがとうございます。

他に何かありますか。

この取扱い指針については、宮城県公報において告示することとしており、今後、法令班と記載内容を詰めていくことになります。つきましては、今後、法令班から修正の指摘があった場合は、会長と相談しながら、いわゆる会長一任で事務処理を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。当然、全く変わってしまう場合は審査会に確認させていただきますが、主旨が変わらないのであれば、そのように進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局

最後に、8のパブリックコメントの結果と意見になります。別添資料3を御覧いただ

きたいと思います。

「情報公開条例の一部改正（案）及び「宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）」に対する県民の意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方になります。

1 のパブリックコメントの募集期間については、令和7年11月14日（金）から令和7年12月15日（月）まで行いました。

2 の意見総数は、個人3人から3件ありました。項目数としては5件になります。御意見・後提言の要旨及び本県の考え方をお目通しいただければと思います。

なお、今後、このペーパーをホームページで公表してく予定であります。

御意見・後提言の要旨は、そのままの文章ですか。

原文の主要部分を抜粋しております。

先生方、パブリックコメントについて何かありますか。

(特になし)

ないようなので、本件については以上となります。ありがとうございました。

三瓶会長

事務局

三瓶会長

三瓶会長